

題 題

つくばみらい市規則第 6 号

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日

つくばみらい市長



つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則(平成 29 年つくばみらい市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表立地基準(都市計画法第 34 条)の項中「、包括承認基準 5 を除くものとし、また」を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。



つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則(平成29年つくばみらい市規則第3号)新旧対照表

改正案

現行

別表(第15条関係)		別表(第15条関係)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
立地基準(都市計画法第34条第1号許可基準)	都市計画法第34条第1号許可基準	立地基準(都市計画法第34条第1号許可基準)	都市計画法第34条第1号許可基準
計画法第34条)	都市計画法第34条第9号の政令で定める建築物のうち同法施行令第29条の7第1号に規定する休憩所及び給油所に係る許可基準 茨城県開発審査会付議基準(ただし、指定既存集落、指定路線を除外し、また、指定既存集落、指定路線及び既設団地については、以下によるものとする。)	計画法第34条)	都市計画法第34条第9号の政令で定める建築物のうち同法施行令第29条の7第1号に規定する休憩所及び給油所に係る許可基準 茨城県開発審査会付議基準(ただし、包括承認基準5を除くものとし、また、指定既存集落、指定路線及び既設団地については、以下によるものとする。)
指定既存集落	集落の存する「大字」名 福岡、台 (備考) 1 集落の存する「大字」内に含まれ、3ヘクタールの区域に24戸以上の建築物が存する地域を指定既存集落とする。 2 優良農地は、指定既存集落に含まれない。	指定既存集落	集落の存する「大字」名 福岡、台 (備考) 1 集落の存する「大字」内に含まれ、3ヘクタールの区域に24戸以上の建築物が存する地域を指定既存集落とする。 2 優良農地は、指定既存集落に含まれない。
指定路線	常磐自動車道谷和原インターチェンジから1キロメートル以内の区域	指定路線	常磐自動車道谷和原インターチェンジから1キロメートル以内の区域

<p>(備考) 上記のうち、前面道路幅員が9メートル以上の区域が該当し、市街化区域及び優良農地は、指定路線区域に含まれない。</p> <p>国道294号(バイパス) 守谷市行政界—常総市行政界 県道取手つくば線 つくば市行政界—市道1級20号線交差点</p> <p>部 (備考) 上記のうち、市街化区域及び優良農地は、指定路線区域に含まれない。</p>	
<p>既設団地</p> <p>開発区域 つくばみらい市谷井田字 南耕地1142—3外39筆</p> <p>事業主 港建設(株)</p> <p>団地名 谷井田団地</p> <p>市街化調整区域 昭和54年10月1日</p> <p>域決定日</p>	
<p>(備考) 上記のうち、前面道路幅員が9メートル以上の区域が該当し、市街化区域及び優良農地は、指定路線区域に含まれない。</p> <p>国道294号(バイパス) 守谷市行政界—常総市行政界 県道取手つくば線 つくば市行政界—市道1級20号線交差点</p> <p>部 (備考) 上記のうち、市街化区域及び優良農地は、指定路線区域に含まれない。</p>	
<p>既設団地</p> <p>開発区域 つくばみらい市谷井田字 南耕地1142—3外39筆</p> <p>事業主 港建設(株)</p> <p>団地名 谷井田団地</p> <p>市街化調整区域 昭和54年10月1日</p> <p>域決定日</p>	